

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	大分県竹田市

竹田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大分県竹田市役所農政課
所在地 大分県竹田市大字会々1650番地
電話番号 0974-63-1111 (代表)
0974-63-4805 (直通)
FAX番号 0974-63-3990
メールアドレス nourin@city.taketa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、サル、カラス、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大分県竹田市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	10.23ha 1,186.1万円
	いも類、野菜類等	2.49ha 534.4万円
	飼料作物	1.90ha 115.5万円
シカ	水稻	0.68ha 78.8万円
	果物	0.13ha 28.4万円
	飼料作物	6.46ha 314.9万円
	林産物	1.30ha 132.1万円
アナグマ	野菜類、果物類	0.04ha 5.6万円
タヌキ	野菜類、果物類	0.04ha 6.4万円
アライグマ	野菜類	0.51ha 86.4万円
サル	野菜類	0.14ha 13.3万円
カラス	野菜類	0.02ha 5.3万円
カワウ	魚介類	1.00ha 2.0万円
合計		24.94ha 2,509.2万円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ</p> <p>イノシシの被害は、年間を通してほぼ市内全域において発生している。水稻被害は、収穫時期を問わず6月～10月にかけて多く出ているほか、野菜、いも類、果物、飼料作物への食害也多発している。また、掘り起こしによる農道や畦の法面及び水路の崩壊など農業施設への被害も発生している。近年、市街地中心部での目撃が例年に比べ多数あることから、住民の方々の生活に不安を与えている。</p>
--

②シカ

シカの被害は年間を通してほぼ市内全域で発生している。5月～6月にかけて田植え直後の稲への食害があり、7月～12月にかけては飼料作物への被害が多くみられる。また、スギやヒノキなどの造林木が食害を受けたり幹が剥皮されたりする被害が発生している。

③アナグマ

アナグマは、夏場に未成熟のスイートコーンの食害を与えている他、冬場の白菜への被害が確認されている。近年、市街地周辺での目撃が増加している。放任果樹や家庭菜園になっている実を狙っていることが予想される。その他にも、町のゴミをあさるなどして生活環境に悪影響を及ぼすことが予見される。

④タヌキ

タヌキは、夏場においてスイートコーンへの被害を及ぼしている。また、竹田市内全域で出没報告があり、畑や田を荒らすことや、住居地へ侵入してゴミを荒らしたり、ため糞、疥癬の拡大など衛生環境の悪化が懸念される。

⑤アライグマ

アライグマの被害はまだ少ないが、捕獲頭数が令和4年は1頭、令和5年も1頭、令和6年は24頭と増加している。捕獲場所は竹田、久住、直入であるが、今後竹田市全域に生息域が拡大すると推察され、タヌキ、アナグマ同様に畑作地帯において被害を与えていると推測される。

⑥サル

農作物への被害が確認されている。また、市街地への出没が増加している。

⑦カラス

カラスの被害は、市内の畑作地域において多くみられる。カラスは春先にスイートコーンやキャベツへの被害報告があるが、タヌキ等の中型哺乳動物による被害と混在していることも想定されることから、被害は報告以上に発生していると推察される。

⑧カワウ

カワウの被害は、アユやエノハ等の内水面漁業の有用魚種に対して多く発生している。特に、稚魚放流後1か月に多く確認されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
イノシシ	14.62ha	1,836万円	13.16ha	1,652.4万円
シカ	8.57ha	554.2万円	7.71ha	498.8万円

アナグマ等	0.73ha	111.7 万円	0.66ha	100.5 万円
鳥類等	1.02ha	7.3 万円	0.92ha	6.6 万円
合計	24.94ha	2,509.2 万円	22.45ha	2,258.3 万円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟期内外ともに捕獲許可を出し、鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業を活用して捕獲したイノシシやシカ、アナグマ、タヌキ、アライグマ、サルは捕獲報償金を交付している。さらに、捕獲班員に1人当たり8,000円を活動費として市単独事業で助成している。</p> <p>また、高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し、新規狩猟免許取得者への初心者講習料の補助及びくくり罠、箱罠の貸与、罠の設置方法等の講習会も行っている。</p>	<p>捕獲班員の平均年齢は67.1歳であり担い手の育成が急務となっている。また、地域によって捕獲圧に差が生じているため、自衛を目指し市民に狩猟免許の取得を促す必要がある。</p> <p>鳥獣は県境界を越えて被害を及ぼすため、広域的に対策を講ずる必要があり、高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会との更なる連携強化を図り、隣接する市町村と共通認識のもと鳥獣害対策を行う必要がある。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業に積極的に取り組み、有害鳥獣の全体的な捕獲数の増加を図る必要がある。</p>
防護柵等の設置に関する取組	<p>竹田市では鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、防護柵設置者に対して補助を行っている。同事業により、令和5年度から令和7年度の3年間でワイヤーメッシュ柵を190,552m、整備している。</p> <p>また、平成19年度より高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会を設立し、各市町で地区の方々に参加してもらい防護柵の設置の仕方の講</p>	<p>竹田市は大部分が中山間地のため農地と山林の接する箇所が多く、防護柵の整備に労力がかかることから、集落単位での整備が遅れている。また、地域住民の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地も増えており、鳥獣の生息域が拡大している。</p> <p>今後も引き続き、耕作放棄地の刈り払いや放任果樹の除去、防護柵の設置等について、住民に対する啓発活動を行い、早急に整備す</p>

	習や防護柵の設置・管理を行い、被害軽減を目指している。	る必要がある。
生息環境管理その他の取組	竹田市においては、市街地周辺での有害鳥獣目撃が多数確認されている。現場立会いの際に、放任果樹の除去や鳥獣の習性や出現ルートの特特定、農地を防護することなどの説明を行い、住民自身が農地を守る意識を高めしていくことを目指している。	有害鳥獣の目撃時には猟友会への協力を依頼することが主な対策となっている。猟友会の活動のみでは十分な防衛ができなくなる可能性が高いことから、住民の農地防護に関する認識を深めていく放任果樹の除去、耕作放棄地の刈り取りなど、住民の協力による整備が必須事項である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

国の事業を活用し防護柵を整備するとともに、地域住民を対象とした研修会・講演会に参加を呼びかけ、防護柵の維持管理のほか、耕作放棄地の刈り払いや放任果樹の除去、緩衝帯の設置、追い払い等の被害防止活動を集落が自主的に行うよう意識の醸成を図り、そのための体制整備を支援する。

また、次世代の捕獲従事者の確保・育成が急務であるため、市民に自衛のための狩猟免許取得を呼びかけるとともに、くくり罠や箱罠等の捕獲機材の整備等を行い、捕獲体制の強化を図る。

シカに関しては、平成29年度より竹田市久住地域の国有林とその周辺の民有地及び農地を対象に、大分森林管理署、竹田市、竹田市猟友会の三者でシカ被害対策協定を締結しており、シカ被害対策を推進する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

竹田市では、令和7年11月1日現在、16捕獲班（363人）が年間を通じて有害鳥獣の捕獲に従事しており、捕獲報償金の受給対象者となっている。市職員による鳥獣被害対策実施隊は組織しているが、捕獲班で捕獲を行っているため民間の実施隊員はいない。

4月から10月末までは被害発生予察に伴う計画捕獲を行っており、さらに11月から3月までの猟期中にも捕獲許可を出すことで捕獲圧を高めている。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ アナグマ タヌキ アライグマ サル カラス カワウ	鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業に積極的に参加する。 また、高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し、捕獲機材の整備や新規狩猟免許取得者への初心者講習会費用等の助成を行い、狩猟者の確保・育成に努める。 竹田市久住地域の国有林とその周辺の民有地及び農地を対象に、大分森林管理署、竹田市、竹田市猟友会の三者で締結しているシカ被害対策協定に基づき、シカ被害対策を推進する。
令和9年度	イノシシ シカ アナグマ タヌキ アライグマ サル カラス カワウ	鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業に積極的に参加する。 また、高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し、捕獲機材の整備や新規狩猟免許取得者への初心者講習会費用等の助成を行い、狩猟者の確保・育成に努める。 竹田市久住地域の国有林とその周辺の民有地及び農地を対象に、大分森林管理署、竹田市、竹田市猟友会の三者で締結しているシカ被害対策

		協定に基づき、シカ被害対策を推進する。
令和10年度	イノシシ シカ アナグマ タヌキ アライグマ サル カラス カワウ	鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業に積極的に参加する。 また、高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し、捕獲機材の整備や新規狩猟免許取得者への初心者講習会費用等の助成を行い、狩猟者の確保・育成に努める。 竹田市久住地域の国有林とその周辺の民有地及び農地を対象に、大分森林管理署、竹田市、竹田市猟友会の三者で締結しているシカ被害対策協定に基づき、シカ被害対策を推進する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績から、イノシシは年間4,000頭、シカは年間3,500頭を捕獲目標とする。
アライグマは、確実に特定できる捕獲個体が確認され、令和6年度から捕獲数が増加している。過去の捕獲実績からアライグマは年間50頭を捕獲目標とする。
タヌキ、アナグマは、捕獲対象となった令和2年度から捕獲数が増加している。過去の捕獲実績からタヌキは年間500頭、アナグマは年間500頭を捕獲目標とする。
出没頻度が増加しているサルは、適切に追い払うとともに、有害捕獲に取り組む。
カラスは畑作物に、カワウは有用魚種に被害を与えている。過去の捕獲実績から年間50羽を捕獲目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	4,000	4,000	4,000
シカ	3,500	3,500	3,500
アナグマ	500	500	500
タヌキ	500	500	500
アライグマ	50	50	50
サル	10	10	10

カワウ	50	50	50
カラス	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・わなを用いて、年間を通してイノシシ、シカ等の有害鳥獣捕獲を行う。対象区域は市内全域である。アライグマについては確認され次第、積極的に捕獲を行う。他の有害鳥獣についても積極的に捕獲に取り組む。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
山間部でシカ等を捕獲するにあたり、散弾銃では対応できない距離で狙撃を行うため、ライフル銃を使用する必要がある。竹田市では祖母山系、久住山系において、ライフル銃による捕獲を行う。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
竹田市	イノシシ、シカ、アライグマ、タヌキ、アナグマ、サル、カラス、カワウ 上記鳥獣について権限委譲済 (委譲年月日：平成7年4月1日)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵 30,000m	電気柵 30,000m	電気柵 30,000m
シカ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m
イノシシ・シカ	ワイヤーメッシュ柵 70,000m	ワイヤーメッシュ柵 70,000m	ワイヤーメッシュ柵 70,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、シカ	防護柵の設置予定地区を対象として現地研修会を開催して効果的な柵の配置、こまめな補修・点検及び柵周辺の除草などについて普及啓発を行うとともに、各地区において管理体制を構築し、効果を検証する。	同左	同左
アナグマ・タヌキ等小動物	加害動物を特定するとともに、小動物にも対応した柵の整備を、既設柵を活用するなどして推進する。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、アライ	放任果樹の除去や藪払いなどの鳥獣被害防止の効果的な情報を営農座談会、市報等を通じて幅広く発信することで地域住民の主

	グマ、サル、カラス、カワウ	体的な取組みとなるよう働きかけの促進を目指す。併せて、緩衝帯の設置、里地里山の整備を行っていく事を目指す。
令和9年度	イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、アライグマ、サル、カラス、カワウ	放任果樹の除去や藪払いなどの鳥獣被害防止の効果的な情報を営農座談会、市報等を通じて幅広く発信することで地域住民の主体的な取組みとなるよう働きかけの促進を目指す。併せて、緩衝帯の設置、里地里山の整備を行っていく事を目指す。
令和10年度	イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、アライグマ、サル、カラス、カワウ	放任果樹の除去や藪払いなどの鳥獣被害防止の効果的な情報を営農座談会、市報等を通じて幅広く発信することで地域住民の主体的な取組みとなるよう働きかけの促進を目指す。併せて、緩衝帯の設置、里地里山の整備を行っていく事を目指す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

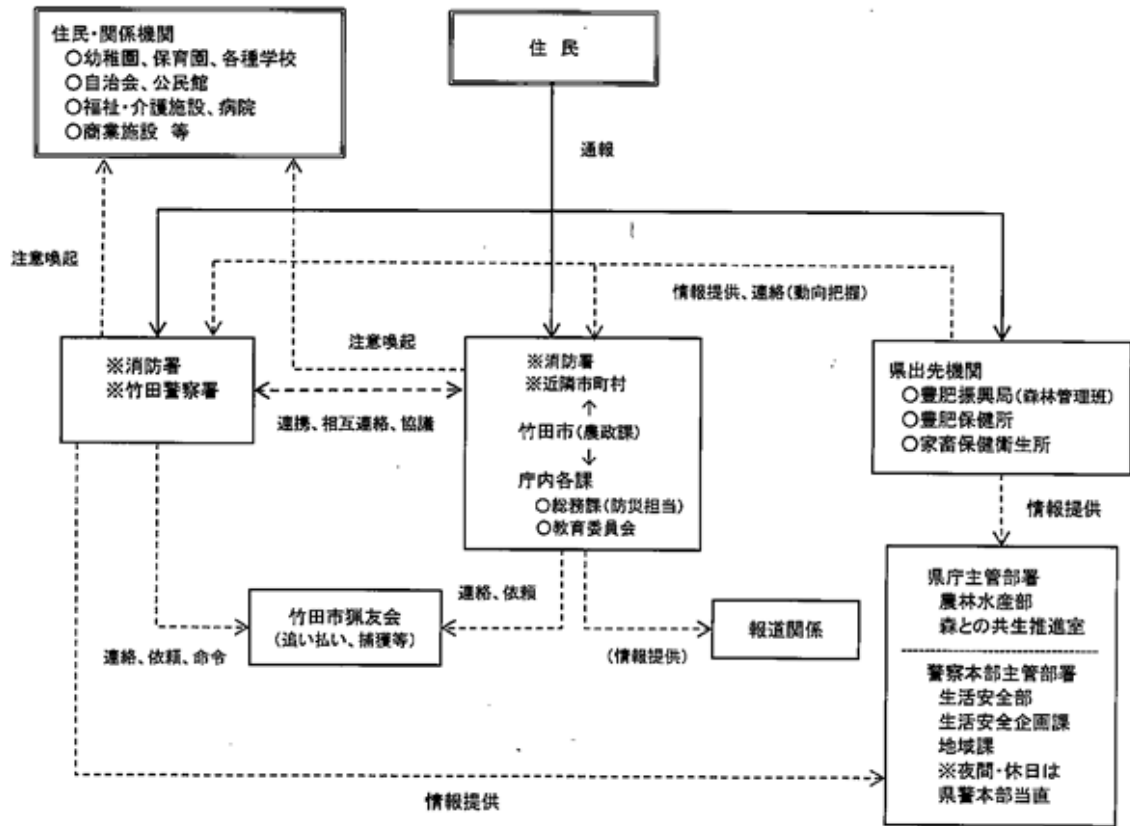
関係機関等の名称	役割
竹田警察署	市民からの通報を受けて、現地確認、パトロール、及び必要に応じて竹田市担当課に連絡を行う。
大分県豊肥振興局	関係機関等に対して助言を行う。
竹田市	市民又は竹田警察署からの通報を受けて、現地確認及び必要に応じて竹田市猟友会に捕獲又は追い払い等を依頼する、竹田警察署にパトロールを依頼する等、関係機関に連絡を行う。また、防災無線等を通じて、地域に注意を促す。
竹田市猟友会	竹田市からの依頼を受けて、捕獲又は追い払い等を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、シカについては食用として自家消費又は埋設処分し、その他の鳥獣については埋設処分とする。
 自家消費以外で利活用する場合は、市内の処理加工施設に持ち込む。
 アライグマについては、平成23年より策定された被害防除計画に基づき適正に処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	狩猟肉(ジビエ)の利活用による地域活性化を目指し、市内の狩猟肉の解体・加工業者と連携し、道の駅等の直売所や飲食店等において販売促進を図る。
----	---

ペットフード	シカ肉のペットフードとしての利活用を、市内の狩猟肉の解体・加工業者と連携して取り組む。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

市担当、加工処理施設を営む方に対してのセミナー参加などを行い積極的なジビエ利用の増加を目指す。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
竹田市	協議会事務局を担当し、協議会に関する事務を行う。竹田市における野生鳥獣による被害防止対策事業を実施する。
高森町	協議会事務局を担当し、協議会に関する事務を行う。高森町における野生鳥獣による被害防止対策事業を実施する。

高千穂町	協議会事務局を担当し、協議会に関する事務を行う。高千穂町における野生鳥獣による被害防止対策事業を実施する。
------	---

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県、大分県、宮崎県	オブザーバーとして情報提供を行う。
大分森林管理署	シカ被害対策協定に基づき、シカ被害対策を推進する。
(株)九州自然環境研究所	アドバイザーとして情報提供等を行う。
阿蘇農業協同組合、熊本県農業共済組合、大分県農業協同組合、大分県農業共済組合、高千穂地区農業協同組合	農産物被害の情報提供を行う。体系的防御を実施する。
阿蘇森林組合、竹田市森林組合、西臼杵森林組合	森林及び林産物被害の情報提供を行う。体系的防御を実施する。
高森町農業委員会、竹田市農業委員会、高千穂町農業委員会	農地被害の情報提供を行う。
高森・竹田・高千穂猟友会	相互に連携の上、捕獲活動を実施する。
竹田市内の狩猟肉解体処理・加工施設	狩猟肉の受け入れ及び利活用についての調査研究
大分県豊肥地域鳥獣被害現地対策本部	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月1日に設置し、市職員6名(令和7年4月1日時点)で構成している。被害軽減に関する技術指導や普及啓発に取り組む。
--

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

竹田市では、高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し被害防止に取り組む。平成19年に設立した本協議会は、県域をまたがる広域地域において、野生鳥獣による被害防止対策の充実・強化を図るとともに総合的な被害防止体系を確立し、農林水産業被害の軽減等に資するため各種事業に取り組んでいる。

竹田市久住地域の国有林とその周辺の民有地及び農地を対象に、大分森林管理署、竹田市、竹田市猟友会の三者でシカ被害対策協定を平成29年度より締結し、シカ被害対策を推進する。

また、農業共済組合、農業協同組合、森林組合、農業委員会、漁業協同組合等の組織と連携して、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い、鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に協議会の構成員が積極的に参加することにより、鳥獣被害対策アドバイザーの認定を受けて、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

竹田市の農林水産物被害額削減の取り組みを進めるため、高森・竹田・高千穂地域鳥獣害防止広域対策協議会において実施している鳥獣被害防止総合計画の活用をより積極的に行っていく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。